

①都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて

非住宅において求める省エネ性能について(案)

- ZEBの取組を推進する観点から、エコまち法に基づく低炭素建築物認定基準において求める一次エネの水準を、ZEB基準(ZEB Oriented)相当の省エネ性能に整合させる。
- 低炭素建築物の認定基準は、誘導すべき基準であることから外皮基準を存置する。なお、将来の建築物省エネ法の省エネ基準(義務基準)を引き上げる際には、現行の省エネ基準において外皮基準が要件化されていないことも踏まえ、外皮基準を要件化することを前提とせず、慎重に検討する。

【現行】

	用途	一次エネ (BEI) の水準	外皮(BPI: PAL*の達成)の水準
建築物省エネ法 省エネ基準	—	1.0※1	—
建築物省エネ法 誘導基準	—	0.8※1	1.0
エコまち法 低炭素建築物 認定基準	—	0.9※1	1.0
ZEB Oriented 相当の 省エネ性能	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	—
	ホテル等、病院等、 百貨店等、集会所等	0.7※2	—

【改正案】

	用途	一次エネ (BEI) の水準	外皮(BPI: PAL*の達成)の水準
建築物省エネ法 省エネ基準	—	1.0※1	—
建築物省エネ法 誘導基準	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	1.0
	ホテル等、病院等、 百貨店等、集会所等	0.7※2	1.0
エコまち法 低炭素建築物 認定基準	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	1.0
	ホテル等、病院等、 百貨店等、集会所等	0.7※2	1.0
ZEB Oriented 相当の 省エネ性能	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	—
	ホテル等、病院等、 百貨店等、集会所等	0.7※2	—

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
 ※2 再生可能エネルギーを除く。

※複合建築物の取扱い等について建築物省エネ法誘導基準に適合させる。

住宅において求める省エネ性能について(案)

○ ZEHの取組を推進する観点から、エコまち法に基づく低炭素建築物認定基準において求める省エネ性能を、ZEH基準の省エネ性能(再エネ除く)に整合させることとする。

【現行】

			地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
建築物省エネ法 省エネ基準	一次エネ基準(BEI)		1.0 ^{※1}							
	外皮基準	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		η AC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
建築物省エネ法 誘導基準	一次エネ基準(BEI)		0.9 ^{※1}							
	外皮基準 (省エネ基準に適合)	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		η AC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
エコまち法低炭素 建築物認定基準	一次エネ基準(BEI)		0.9 ^{※1}							
	外皮基準	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		η AC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
ZEH	一次エネ水準(BEI)		0.8 ^{※2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		η AC値 (省エネ基準に適合)	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

【改正案】

建築物省エネ法 省エネ基準	一次エネ基準(BEI)		1.0 ^{※1}							
	外皮基準	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		η AC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
建築物省エネ法 誘導基準	一次エネ水準(BEI)		0.8 ^{※2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		η AC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
エコまち法低炭素 建築物認定基準	一次エネ水準(BEI)		0.8 ^{※2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		η AC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
ZEH	一次エネ水準(BEI)		0.8 ^{※2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		η AC値 (省エネ基準に適合)	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 再生可能エネルギーを除く。

低炭素建築物に基づくその他の認定基準について(案)

○ ZEH・ZEBの取組を推進する観点から、太陽光発電設備の設置を要件化し、従来の選択項目のうち1以上の項目に適合するものとする。

※太陽光発電設備の設置要件は、シンプルかつ条件不利地域や高層の住宅・建築物にも配慮した水準とする。

第1又は第2のいずれかに適合する

第1 1～8のうち2以上の項目に適合すること。

1 節水に関する取組みでいずれかに該当

- ① 便器の半数以上に節水便器を採用 ② 水栓の半数以上に節水水栓を採用
- ③ 定置型の電気食器洗い機を設置（共同住宅等は住戸の半数以上）

2 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置

3 エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当

- ① HEMSの設置（共同住宅等は、住戸の半数以上） ② BEMSの設置

4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池の設置（共同住宅等は住戸の半数以上）

5 ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当

- ① 敷地面積に対し緑地、水面等の面積割合を10%以上とすること。
- ② 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。
- ③ 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。
- ④ 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を10%以上とすること。
- ⑤ ①の割合、②の割合、③の割合の2分の1及び④の割合の合計を10%以上とすること。

6 日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置

7 木造住宅又は木造建築物

8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用

第2

建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

【現行】

低炭素建築物に基づくその他の認定基準について(案)

第1又は第2のいずれかに適合する

第1 (1)及び(2)のいずれにも適合すること。

(1) 再生可能エネルギーを導入すること。

住宅 (戸建)	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準に基づき、当該建築物の省エネ量と創エネ量の合計が、各設備の基準一次エネルギー消費量の合計※1の1/2以上となること。
住宅 (共同)	再生可能エネルギーを導入すること。
非住宅	再生可能エネルギーを導入すること。

(2) 1～8のうち1以上の項目に適合すること。

- 1 節水に関する取り組みでいずれかに該当
 - ① 便器の半数以上に節水便器を採用
 - ② 水栓の半数以上に節水水栓を採用
 - ③ 定置型の電気食器洗い機を設置(共同住宅等は住戸の半数以上)
- 2 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
- 3 エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当
 - ① HEMSの設置(共同住宅等は、住戸の半数以上)
 - ② BEMSの設置
- 4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池(共同住宅等は住戸の半数以上)の設置
- 5 ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当
 - ① 敷地面積に対し緑地、水面等の面積割合を10%以上とすること。
 - ② 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。
 - ③ 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。
 - ④ 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を10%以上とすること。
 - ⑤ ①の割合、②の割合、③の割合の2分の1及び④の割合の合計を10%以上とすること。
- 6 日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置
- 7 木造住宅又は木造建築物
- 8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用
- 9 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連携したV2H充放電設備等※2の設置

第2

建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

※1 家電等その他一次エネルギー消費量は除く。

※2 再生可能エネルギー発電設備による電力を電気自動車に充電可能とする設備を含む。

【修正案】

共同住宅における評価単位の取扱いについて

○ ZEHの取組を推進する観点から、外皮基準は単位住戸、一次エネルギー消費量は住棟全体で評価を行うこととし、ZEHの評価単位と整合させる。

※ 一次エネルギー消費量の評価単位は、再生可能エネルギーの導入を前提とするものについては、単位住戸の合計に共用部を含めた、住棟全体での評価を行うものとする。

※ 今後、共同住宅の外皮基準の評価に関して、住戸間の熱損失の扱いについて検証を行う。

【現行】

		基準	
		外皮基準	一次エネルギー消費量基準
建築物省エネ法	誘導基準	○ 単位住戸 ○ 住戸平均	○ 住棟評価(単位住戸の合計) ○ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部)
エコまち法	低炭素建築物認定基準	○ 単位住戸	○ 単位住戸 ○ 住棟評価(単位住戸の合計) ○ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部)
ZEH	ZEH-M	○ 単位住戸	○ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部)

【改正案】

		基準	
		外皮基準	一次エネルギー消費量基準
建築物省エネ法	誘導基準	○ 単位住戸	○ 住棟評価(単位住戸の合計) ○ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部)
エコまち法	低炭素建築物認定基準	○ 単位住戸	○ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部)
ZEH	ZEH-M	○ 単位住戸	○ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部)